

「(Ⅶ) 個別論点」に関する意見

平成20年11月6日
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会

1. サービス体系

(1) サービス体系の在り方

- **新たな給付体系（就労支援給付）の創設に向けた対応を図ること**
（「働く支援」に対する支援量の適正な把握ができる尺度の開発を行うこと）
 - ・ 就労系事業（就労継続支援事業・就労移行支援事業）については、就労支援給付を創設し、抜本的な充実（基盤整備、支援内容の充実等）を図ること。
 - ・ 利用者の「働く支援」に対する支援量と生活支援量（抜本的に改正された障害程度区分）に応じた報酬・職員配置とすること。
 - ・ そのための「働く支援」に対する支援量の適正な把握ができる尺度（利用者本人の事業選択にあたっての判断基準となり得る客観的指標）の開発（基準化）に向けた検討を行う必要がある。
- **報酬の「月払い」を基本とすること**
（個別支援計画上、単一事業を継続してほぼ毎日利用する場合は月払い報酬とすること。ただし複数の事業を組み合わせる場合や特定の日利用の場合は日払い報酬とする）
 - ・ 障害者を支える障害福祉サービスは、多様な障害特性に併せて生活全般にわたる継続的かつ包括的な支援が不可欠であり、単なる利用実績による報酬支払い方式はなじまない。このため、報酬の「月払い」を基本とすること。
 - ・ 福祉サービスの提供は、その費用のほとんどが人件費である。日払い方式の中で人件費の安定的な確保のため、各法人・事業所ではさまざまな努力を重ねているが、職員の削減、非常勤化、待遇の低下が避けられない状況にある。このことは利用者へのサービスの質の低下につながりかねず、一日も早い改善が不可欠である。

社会就労センターにおける利用者（登録者）の利用状況

利用状況	人数	割合 (%)
①ほぼ毎日利用する人	18,057人	93.4%
②週1～3日利用する人	714人	3.7%
③時々(不定期に)利用する人	281人	1.5%
④利用はないが利用者として登録されている人	284人	1.5%

※ セルプ協「社会就労センターの利用状況調査（19年3月～6月）結果より

※ 平成19年3月1日現在の登録者：19,336人分のデータ

- **就労支援継続支援A型事業における日払い方式について**
 - ・ 雇用契約を締結している場において利用実績による報酬支払い方式はなじまない。報酬を「月払い」とすることにより、雇用契約で認められている「年次有給休暇」について報酬算定できるようにすること。

(2) 標準利用期間

● 就労移行支援事業の利用期間について

- ・ 利用期間は決められた期限（2年）ではなく、その人の状態に応じた支援プログラム（個別支援計画など）に基づく相談支援事業者のあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって一定の期限を設けながらも柔軟に対応できるよう改善を図ること。

(3) 新体系への移行

● 障害者支援施設が行うことのできるサービスに就労継続支援事業を含めること

- ・ 地域生活支援策の整備が整うまでの間、相談支援事業者のあっせん・調整および地域自立支援協議会による調整・評価によって、就労継続支援事業利用者の施設入所支援の利用を認めること。なお、その利用を可能とするために、障害者支援施設が行うことができる障害福祉サービスに就労継続支援事業を含めるよう施行規則を改正すること。また、個室化など利用者の居住環境を改善するための方策を講ずること。
- ・ 現に施設に入所している人について、希望すれば継続して利用できるとされているが、早急に施行規則の改正を行い、利用者の不安を払拭すること。

2. 障害程度区分

● 障害程度区分の仕組みの抜本的な改善を図ること

- ・ 現行の障害程度区分の仕組みは「支援の必要度」ではなく「介護の必要度」を主軸にして区分の認定・評価を行うところに大きな問題がある。当該利用者の「支援の必要度」はあるものの、それを把握できない仕組みそのもの問題によって生活介護事業や施設入所支援などの利用が認められないケースが多々発生している。
- ・ 支援の必要度を把握できる認定調査項目や二次判定などの見直しに加え、利用希望者のニーズ、プロフェッショナルニーズ、社会資源等を勘案した専門性の高いケアマネジメントによって支給決定できる仕組みへの改善を図っていく必要がある。
- ・ しかしながら、このような仕組みが確立するまでの間、相談支援事業の機能（障害程度区分の仕組みの問題などによって利用できない対象者に対するあっせん・調整、サービス利用計画の作成）および地域自立支援協議会の調整・評価によって必要な利用者の生活介護事業や施設入所支援などの利用を認めることができるようにすること。

● 「障害者支援実態調査」の就労のための支援量を図る項目の追加

- ・ 厚生労働省で障害程度区分見直しに向けて実施が検討されている「障害者支援実態調査」では就労のための支援量を図る項目がない。セルフ協の試行調査では就労継続支援B型の生活支援に占める割合は15.2%との結果が出ており、このままの項目の実施ではほとんどB型事業における支援は“見守り”となってしまう、障害程度区分に反映されないことになる。就労のための支援量を図る項目の追加を強くお願いしたい。

→ 就労継続支援B型事業における「働く支援」「生活支援」に関わる支援内容と支援時間 ※P.4参照

3. 地域生活支援事業

● 地域生活支援事業の市町村格差をなくすこと

- ・ 地域における利用者ニーズを的確に把握し、市町村において必要な地域生活支援事業を

確実に実施するとともに、実施事業の市町村格差をなくすための必要な措置を図ること。

● 福祉ホーム事業の自立支援給付事業への位置付け

- ・ 地域における障害者の個人生活の場として福祉ホーム事業の制度があり、身体障害者の入所施設からの地域移行の受け皿としての利用も可能であるが、地域生活支援事業（市町村事業）の位置付けとなり、地域間格差（補助単価、ヘルパー利用の可否など）の問題や、市町村の判断で福祉ホーム事業を新たに予算化しない（設置しない）ところが多く見られ、現在設置されている市町村についても来年度以降の事業予算が保障されない不安定な状況にあるのが実状である。
- ・ 管理人の常駐、緊急コールの設置など、緊急の対応等がないと不安を抱える人も多く、身体障害者の入所施設からの地域移行の受け皿となる住まいの場（個人生活の場）の確保のため、福祉ホーム事業を再編し、自立支援給付の事業として位置付ける必要がある。

※ 福祉ホームの設置数 - 380 ヶ所（うち身体 71 ヶ所）[H18 社会福祉施設等調査報告]

※ 福祉ホームが未設置の市区町村の割合 - 85.4% [平成 18 年度セルフ協調査より]

● 無認可作業所等の移行先について

- ・ 無認可作業所等の移行先として地域活動支援センターへの移行を指導している市町村があると聞いている。無認可作業所等の移行先を地域活動支援センターに限定せず、希望する事業所が自立支援給付の事業に移行できるよう、必要な支援策を講ずるようお願いしたい。

4. サービス基盤の整備

● 障害保健福祉関係予算について、ニーズ・実態をふまえ、飛躍的に増額すること

- ・ 障害者分野の施策支出と対国民所得および対国内総生産比は、日本（0.91、0.66）に対し、アメリカ（1.53、1.36）、ドイツ（4.87、3.61）、スウェーデン（8.10、5.76）であり（2004 年度 OECD レポート）、日本の障害保健福祉関係予算は諸外国と比べ、格段に低い水準にある。

● 報酬水準を抜本的に改善し、福祉人材および良質な福祉サービスの確保に資すること

- ・ 福祉人材の確保について、さらに厳しい状況となっている。良質な人材を継続して確保できるよう、自立支援給付等全体の報酬水準を抜本的に改善すること。

● 障害者の「住まいの場」の確保と充実を図ること

- ・ 身体障害者の入所施設からの地域移行の受け皿として、グループホーム・ケアホームの利用は認められておらず、福祉ホームは地域生活支援事業のために市町村の判断で新規の設置がなかなか認められず、既存の福祉ホームも来年度以降の事業予算が保障されていない不安定な状況にある。また公営住宅や民間アパート等についても緊急対応の問題や公営住宅等の住宅施策もあまり進んでいない状況にあり、身体障害者の地域移行の受け皿となる住まいの場の選択肢が狭められているのが実状である。このような実状より、セルフ協ではケアホームとグループホーム、福祉ホームを統合（名称：地域生活ホーム）して三障害者共通利用の障害者の共同生活・個人生活の場として地域の中に確保することを提案している。

(1) 就労継続支援B型事業における「生産活動」「就労移行」に関わる支援内容と支援時間

※ 6事業所、31名の作業に携わる直接支援職員(福祉事業活動職員のみ)の支援内容と支援時間

		大分類		中分類		小分類		支援時間(分)	%	
生産活動支援	80.1%	1. 作業	32.9%	(1) 作業支援 (作業の準備・作業方法の説明・後片付けまでの利用者に対する一連の指導)	14.4%	①準備	782	5.7%		
				(2) 作業環境の整備	6.1%	②指導	918	6.6%		
				(3) 利用者の作業の介助	7.6%	③後片付け	295	2.1%		
				(4) 作業上のトラブルへの対応	4.8%	①準備	247	1.8%		
		2. 利用者の工賃向上のための支援	47.2%	(1) 利用者ができない作業の補助等	40.2%	②環境整備	260	1.9%		
						③後片付け	335	2.4%		
						①介助	1,050	7.6%		
				(2) 授産施設の企画・運営	7.0%	①トラブルの把握	150	1.1%		
						②トラブルへの対応	290	2.1%		
						③後始末	225	1.6%		
就労移行支援	4.7%	1. 就労移行に向けた支援	4.2%	(1) 社会生活訓練 (一般常識やマナーの習得など)	1.5%	①納品・検品	1,775	12.8%		
				(2) 職場実習訓練	2.0%	②在庫管理	285	2.1%		
				(3) 就職活動	0.7%	③伝票処理	538	3.9%		
						④営業	480	3.5%		
						⑤生産・サービス補助	2,487	18.0%		
				2. 職場定着支援	0.0%	(1) 就職後のアフターケア支援	0.0%	①会議・ミーティング (経営戦略等の検討)	645	4.7%
		3. 就労移行促進支援	0.5%			(1) 就労移行に向けた支援プログラムの開発	0.5%	②調査・研究 (マーケティング調査等)	100	0.7%
						(2) 実習先や就職先の開拓		70	0.5%	
		その他支援	15.2%	○その他支援(生活支援等)	15.2%	○その他支援(生活支援等)	15.2%	○その他支援(生活支援等)	2,103	15.2%
計	100.0%		100.0%		100.0%		13,835	100.0%		